平成２８年（フ）第５５４０号
千葉県我孫子市湖北台10丁目18―10
債務者　四宮　京子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５４７号
東京都足立区栗原２丁目12―10　タカラシティ101　205
債務者　岩崎ゆかり
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１９号
東京都町田市木曽東２丁目11番45―108号
債務者　安井マサヨ
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２号
栃木県栃木市大平町富田374番地２
債務者　長谷川雄二
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１４４１号
横浜市港南区港南台６丁目１番16―401号
債務者　志村　皓道
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４９号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目18番25―108号
債務者　秋澤　里香
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６７号
横浜市中区松影町２丁目５番地１　扇荘新館Ａ棟803号室
債務者　松成　旦起
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７７号
横浜市南区永田山王台５番５号　ＨＯＵＳＥ　ＫＯＮＤＯ　101
債務者　山田　未吉
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８６号
横浜市港北区高田町2027番地２　アメニティ21Ⅱ　201
債務者　保田　弘美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９３０８号
東京都新宿区西新宿７丁目22―31―315
破産者　安西みゆき
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５４６号
東京都板橋区蓮根２丁目４―20―203
破産者　千葉　文典
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１６号
東京都墨田区立花６丁目18番４号
破産者　有限会社小田鍍金工業所
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１７号
東京都墨田区立花６丁目18－４
破産者　小田　竜生
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２１５号
東京都千代田区内神田１丁目５番11号
破産者　株式会社協有社
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３２６号
東京都目黒区駒場４丁目３－１―505
破産者　榎木丸真子
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５８号
東京都板橋区板橋１―47―９　グランメゾン新板橋２階、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区板橋１丁目47番９号
破産者　有限会社グローリ企画
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町476―８　えるまや２Ａ、開始決定時の住所東京都大田区田園調布２丁目48―12―802
破産者　桑野　勝宗
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部